

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年1月30日 午後3時00分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について
- 議第 8号 農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定による意見について
- 議第 9号 農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定による文書の作成について
- 議第10号 平成27年度農作業賃金・機械作業料金について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について
- 報第 3号 農地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 35名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 巻 純 一 委員 |
| 3番 内 山 敏 雄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 横 山 一 雄 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |

15番	山ノ内	正	委員	16番	大竹	正信	委員
17番	廣川	哲也	委員	18番	田邊	稔	委員
19番	五十嵐	俊雄	委員	20番	坂井	和弘	委員
21番	阿部	銀次郎	委員	22番	野水	敏秋	委員
23番	野崎	文夫	委員	24番	嘉藤	太加雄	委員
25番	佐藤	裕雄	委員	26番	阿部	新一郎	委員
27番	星野	英治	委員	28番	藤田	吉則	委員
29番	渡邊	一英	委員	30番	原	正利	委員
31番	小師	勉	委員	32番	目黒	伸一	委員
33番	山田	佳典	委員	34番	蒲澤	正	委員
35番	小林	六一	委員				

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	堀	雅志
事務局 次 長	斎藤	公明
経営基盤係副参事	麦倉	政勝
経営基盤係主任	堀江	定昭

午後3時00分 開会及び開議

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、1月の定例総会を開催したいと思います。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。1番、大桃伸之委員、19番、五十嵐俊雄委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議第1号審議に当たり、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を20番、坂井和弘会長代理に交代いたします。よろしくお願いいたします。

（会長 野崎文夫委員退席、会長代理 坂井和弘委員議長席に着く）

議長（坂井会長代理）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、3番、内山敏雄委員、5番、熊倉睦委員、23番、野崎文夫委員及び29番、

渡邊一英委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いします。

(午後3時15分 3番内山敏雄委員、5番熊倉 睦委員、
23番野崎文夫委員、29番渡邊一英委員退席)

議長（坂井会長代理）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明いたします。

32ページをお願いいたします。今月の申請は、新規設定36件、面積18万3,184.76㎡、再設定73件、28万3,215.99㎡、合計では109件、面積46万6,400.75㎡であります。

それでは、恐縮ですが、1ページにお戻りをお願いいたします。1ページの445番から順に説明いたします。なお、利用権を設定するもの、利用権の設定を受けるもの、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては、議案に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。445番から、7ページの467番までの23件につきましては、相対で新規に3年間から10年間、それぞれ利用権設定をするものであります。

445番から順にご説明をいたします。445番は井栗地内の農地1筆、2,006㎡、446番は東大崎1丁目地内外の農地計11筆、1万4,200㎡、447番は金子新田地内の農地2筆、7,196㎡、448番は直江町3丁目地内外の農地計11筆、2万2,47㎡、449番は檜山地内の農地1筆、991㎡、450番は笹岡地内の農地1筆、958㎡、451番は同じく笹岡地内の農地1筆、766㎡、452番は桑切地内の農地1筆、2,878㎡、453番は荒沢地内の農地7筆、7,631㎡、454番は落合地内外の農地計2筆、3,829㎡、455番は笹岡地内外の農地計5筆、9,244㎡、続きまして456番は石上3丁目地内の農地12筆、7,453㎡、457番は鬼木地内の農地6筆、3,214.11㎡、458番は貝喰新田地内の農地1筆、3,510㎡、459番は笹岡地内の農地2筆、5,275㎡、460番は新光地内の農地3筆、2,309㎡、461番は新光町地内の農地1筆、1,021㎡。

ここで、ちょっと議案訂正のおわびを申し上げます。この461番につきましては、利用権の設定期間が平成27年の1月30日から平成36年の12月31日となっておりましたが、正しくは平成29年の12月31日、3年間ということでございました。修正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

続きまして、462番は鶴田地内の農地1筆、1,972㎡、463番は下保内地内の農地1筆、2,023㎡、464番は同じく下保内地内の農地1筆、1,491㎡、465番は同じく下保内地内の農地1筆、3,408㎡、466番は尾崎地内の農地5筆、8,668㎡、467番は福岡地内の農地24筆、1万2,186.52㎡、以上23件につきましては、相対で新規に3年間から10年間それぞれ利用権設定するものであります。

次の４６８番から９ページの４７０番までの３件につきましては、昨年４月１日にスタートいたしました農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に１１年間利用権設定をするものであります。

４６８番は桑切地内外の農地計１６筆、１万４，０５５．１３㎡、４６９番は大平地内の農地５筆、６，１９０㎡、４７０番は大島地内の農地２２筆、９，４７１㎡、以上３件につきましては、新潟県農林公社が新規に１１年間利用権設定するものであります。

続きまして、４７１番から１２ページの４８０番までの１０件につきましては、農地利用集積円滑化団体であるにいがた南蒲農業協同組合を通して新規に１１年間それぞれ利用権設定をするものであります。

４７１番は東鱒田地内の農地１筆、３４７㎡、４７２番は同じく東鱒田地内の農地２筆、２，０１９㎡、４７３番は代官島地内の農地２筆、２，０６２㎡、４７４番は大島地内の農地４筆、３，３７３㎡、４７５番は片口地内の農地８筆、２，９６２㎡、４７６番は金子新田地内外の農地計１２筆、１万１６３㎡、４７７番は金子新田地内の農地１筆、２，９９３㎡、４７８番は北潟地内の農地１筆、２，９３９㎡、４７９番は金子新田地内農地２筆、１，１４７㎡、４８０番は井戸場地内の農地３筆、２，９８７㎡、以上１０件につきましては、にいがた南蒲農業協同組合を通しまして新規に１１年間それぞれ利用権設定をするものであります。

次の４８１番から３２ページになりますが、５５３番までの７３件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果報告をお願いします。

第１調査部会長は、私の隣に着席願います。

１４番、村山佐喜雄委員。

第１調査部会長（１４番村山佐喜雄委員）

それでは、第１調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第１調査部会では、１月２６日午前９時から厚生福祉会館第２集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後０時２５分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第１号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定３６件、再設定７３件、合計件数で１０９件、面積４６万６，４００．７５㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定する案件以外につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしており、また

新潟県農林公社が利用権設定をする案件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたします。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方はご発言願います。なお、委員の質問等については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第１号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午後３時２５分　３番内山敏雄委員、５番熊倉　睦委員、
２３番野崎文夫委員、２９番渡邊一英委員着席）

議長（坂井会長代理）

退席された委員に報告します。

議第１号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

それでは、議長を交代します。

（会長代理　坂井和弘委員退席、会長　野崎文夫委員議長席に着く）

議長（野崎会長）

続きまして、議第２号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

なお、８番、刈屋一夫委員は、農業委員会等に関する法律第２４条１項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午後３時２５分　８番刈屋一夫委員退席）

議長（野崎会長）

では、事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第２号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

議案書の３３ページをお願いいたします。本議案につきましては、議第１号『農用地利用集積計画の承認について』でご審議をいただきました、公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理事業により新規に１１年間利用権設定をする農用地２万９，７１６．

1 3 ㎡の利用配分計画（案）でございます。農地中間管理事業推進に関する法律の規定に基づき、三条市が作成いたします農用地利用配分計画（案）について、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

それでは、配分計画（案）をご説明をいたします。

一番左側の番号欄、例えば38番と書いてあります38番の下に（468）というふうに書いてありますが、この括弧内に記載しております番号は、ご審議をいただきました議第1号に対する番号でございます。38番は、議第1号の468番におきまして新潟県農林公社が利用権設定をする、長沢地内の農地14筆、1万711. 13㎡を記載の借り受け人に新規に11年間貸し付けをしたいとするものでございます。

39番は、同じく468番、桑切地内の農地2筆、3, 344㎡、40番は469番、大平地内の農地5筆、6, 190㎡、41番は470番、大島地内の農地22筆、9, 471㎡、以上4件はそれぞれ記載の借り受け人に新規に11年間貸し付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、合計件数4件、面積で2万9, 716. 13㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申します。

退席委員の着席を願います。

（午後3時30分 8番刈屋一夫委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり、農用地の利用効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、続きまして議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明いたします。

議案の35ページをお願いいたします。今月の申請は1件の取り消しを含む3件で、取り消し案件の面積を除き合計1,007.79㎡であります。

63番は、籠場地内の農地1筆、988㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により贈与で取得するものであります。

続きまして、64番は諏訪2丁目地内の農地2筆、19.79㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により贈与で、同じく取得するものであります。

65番は、取り消し案件であります。新保地内の農地5筆、789㎡の売買について、平成26年10月31日の総会で許可をしたところではありますが、売買をする農地の筆及び面積を変更するため、取り消しをするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、取り消しによるもの1件、贈与によるもの2件、合計件数3件、取り消しによるものを除き面積で1,007.79㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明いたします。

議案の36ページをお願いいたします。今月の申請は2件で、合計1,172㎡でございます。

26番は、南四日町2丁目地内の農地1筆、152㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円でございます。場所につきましては、JR三条駅南西200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の81番で農地法第5条の許可申請がなされております。

続きまして、27番は計画変更のみの申請で、北潟地内の農地1筆、1,020㎡を太陽光パネル219枚設置の用地として利用したいものです。場所につきましては、大潟地区農業集落排水処理施設の南側隣接地で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告をお願いします。

14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長(14番村山佐喜雄委員)

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積で1,172㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第４号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

議第５号『農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第５号『農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

議案の３７ページをごらん願います。今月の申請は２３番１件で、面積は２１４㎡であります。井栗２丁目地内の農地２筆、２１４㎡を住宅１棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、第四中学校東側３００ｍ付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第３種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂井会長代理）

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

１４番、村山佐喜雄委員。

第１調査部会長（１４番村山佐喜雄委員）

議第５号『農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について』は、件数１件、面積で２１４㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第５号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』をご説明いたします。

議案の39ページをお願いいたします。今月の申請は3件で、合計面積1万6,615㎡であります。

38ページにお戻りをお願いいたします。81番につきましては、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の26番でご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、82番は、昨年7月の総会におきまして農振農用地からの除外についてやむを得ないものとして認めた案件であります。東大崎1丁目地内の農地16筆、1万6,453㎡を売買により取得し、市が進めている中小一貫教育推進のため、大崎中学校の校舎1棟、体育館1棟、グラウンド及び通路、歩道、フェンス、排水路等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、10a当たり約790万円であります。場所につきましては、大崎小学校東側の市道を挟んで位置しており、農用地区分は第1種農地と判断されます。

続きまして、83番は小古瀬地内の農地1筆、10㎡を売買により取得し、私道拡幅の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円あります。場所につきましては、小古瀬集会所北東200m付近で、住宅の居住者の生活上及び農作業上必要な施設を集落に接続して設置するもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数3件、面積1万6,615㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、この議案につきまして別冊となっておりますので、一度ごらんいただきたいと思います。A4、5枚ぐらいとじてある資料でございます。

それでは、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明いたします。今回ご審議をいただく案件の中に、土地改良事業完了後、8年未経過の土地はございません。三条地区でご審議をいただく案件は、重要変更3件でございます。

1件目についてご説明をいたします。申請人は、株式会社サンカでございます。変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（1）をごらんください。2ページでございます。申請土地は、大宮新田字赤田316―1外1筆、地目は田、面積は3,900㎡で、金属工業団地の南側入り口付近に位置しております。申請者は、付近で産業用機器、部品等の製造業を営む事業所で、平成26年9月に付近に従業員駐車場81台分の用地を整備しております。変更理由は、今後も事業の順調の伸びが見込まれることから、金属、プラスチック加工工場建設をするための用地が必要となったものでございます。位置選定に当たりましては、金属工業団地内では全て土地利用されていること、付近の農振白地地域では所有者の利用予定があること等で断念し、申請者の製品の移動等を考慮し、既存施設の周辺を選定されたものです。施設の概要は、工場1棟、緑地帯、駐車場26台、回転広場、通路が計画をされております。

続きまして、2件目につきましてご説明いたします。申請人は、有限会社カネコプレスでございます。変更箇所につきましては、3ページ、変更箇所詳細位置図（2）をごらんください。申請土地は、東鰯田字諏訪田460の1筆、地目は田、面積は925㎡で、本成寺中学校南東約200mに位置しております。申請人は、隣接地に金属製厨房

用品を製造する事業所で、事業の拡張により当該地に工場兼倉庫を建築したいというものです。位置選定に当たりましては、付近の農振白地地内を検討されたものの、地権者の同意が得られなかったことなどから断念し、事業の効率的展開を図りたいことから、既存施設の周辺を選定されたものです。施設の概要は、工場兼倉庫1棟の建築となっております。

続きまして、3件目についてご説明いたします。申請人は、株式会社藤田自動車であります。変更箇所につきましては、変更箇所詳細地図（3）をごらんください。申請土地は、片口字白山1―1外3筆、地目は畑、面積は438.56㎡で、西鱒田小学校東側約600m付近に位置しております。申請人は、隣接地に自動車修理、販売を行っている事業所で、事業の拡張により当該地に中古自動車展示場を設置したいというものです。位置選定に当たり、付近の農振白地地内を検討されたものの、所有者の利用予定があることや地権者の同意が得られなかったことから断念し、事業効率を図りたいことから既存施設の周辺を選定されたものであります。施設の概要は、軽自動車40台分の展示場となっております。

続きまして、栄地区についてご説明いたします。栄地区でご審議をいただく案件は、重要変更2件でございます。

1件目についてご説明をいたします。申請人は、〇〇〇〇さんであります。変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（1）をごらんください。申請土地は、福島新田字上谷内153―1外2筆、地目は田、面積は360㎡で、三条市役所栄庁舎西側約100mに位置しております。申請人は、現在アパートに住居しておりますが、子供の成長によりアパートが手狭になったことから、住宅を建築するものであります。位置選定に当たり、実家付近の農振白地地内を検討されたものの、所有者の利用予定があることや地権者の同意が得られなかったことから断念し、土地所有者の実父の同意を得て選定をされたものです。施設の概要は、住宅1棟であります。

続きまして、2件目についてご説明をいたします。申請人は、株式会社マルソー・トランスポートであります。変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（2）をごらんいただきたいと思います。申請土地は、猪子場新田字中谷内830外9筆、地目は田、面積は1万210㎡で、猪子場新田地内の国道8号西側の沿線に位置しております。申請人は、市内で貨物自動車運送業を営む事業所で、事業の拡大を図るため当該地に倉庫を建築したいというものであります。位置選定に当たり、本社付近の農振白地地内を検討されたものの、国道拡幅工事による拡張の制約や所有者の利用予定があることなどから断念し、グループ企業所有地内の通路の通行同意が得られたことから、国道8号沿線で必要面積を確保できる当該地を選定されたものであります。施設の概要は、倉庫1棟となっております。

続きまして、下田地区についてご説明をいたします。下田地区でご審議をいただく案件は、重要変更4件、軽微変更2件、合計6件でございます。

1件目についてご説明いたします。申請人は、〇〇〇〇さんであります。変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（1）をごらんいただきたいと思います。申請土地

は、笹岡字池ノ端 3 9 4 4 の 1 筆、地目は田、面積は 8 1 4 m²で、笹岡下組自治会公民館北東約 1 0 0 m に位置しております。申請人は、荻堀に住所を有する会社員で、申請地の隣接地で養鯉池を利用している者であります。位置選定に当たり、既存施設の維持管理用通路及び堤防として利用するもので、所有者の同意を得て選定をされたものでございます。

続きまして、2 件目についてご説明いたします。申請人は、〇〇〇〇さんであります。変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（2）をごらんください。申請土地は、飯田字山本 1 2 6 4 ー 1 の 1 筆、地目は田、面積は 3 3 1 m²で、下飯田公民館の東側隣接地であります。申請人は、付近で親と同居している者で、子供の成長により住宅内が手狭になったことから住宅を建築するものです。位置選定に当たりまして、周辺の農振白地地内を検討されたものの、売約済みであったり、所有者の利用予定があることから断念し、当該土地所有者の同意を得て選定されたものです。施設の概要は、住宅 1 棟であります。

続きまして、3 件目についてご説明いたします。申請人は、長岡地域振興局長であります。変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（3）をごらんください。申請土地は、北五百川字吉田 1 4 9 6 外 9 筆、地目は田、面積は 3, 2 1 8 m²で、北五百川集落から北東側約 5 0 0 m 付近に位置しており、平成 2 3 年 7 月の集中豪雨による被害箇所周辺であります。今後さらなる危険性があるため、周辺に谷どめ工を増設し、災害防止を図ることから、当該土地を森林法による保安林指定を行うものです。

なお、この案件につきましては、昨年 1 1 月の総会におきまして、非農地決議をしておりますが、改めて三条市長より農業振興整備計画における農用地区域から除外したいということで意見を求められているものでございます。

続きまして、4 件目についてご説明いたします。申請人は、〇〇〇〇さんであります。変更箇所につきましては、変更箇所詳細位置図（4）をごらんください。1 2 ページでございます。申請土地は、新屋字白金 5 6 9 ー 1 のうち 2 7 4 m²で、地目は田で、新屋集落開発センター南東約 8 0 0 m 付近に位置しております。申請人は、当該地に住宅、作業所兼車庫を建築するという案件であります。施設の概要は、住宅 1 棟、作業所兼車庫 1 棟であります。

続きまして、5 件目についてご説明をいたします。農用地区域に農業用施設を整備するもので、軽微変更でございます。1 3 ページごらんいただきたいと思います。

ここで、大変恐縮ですが、議案訂正のお願いとおわびを申し上げます。譲り受け人の欄に「長沢自治会」と記載しておりますが、正しくは「自治会長沢」でございます。訂正お願いいたします。大変申しわけありませんでした。

申請土地は、長沢字松葉 8 0 0 ー 1 外 5 筆、地目は田、面積は 3 3 0. 2 7 m²です。当該土地は、地域の共同墓地の西側に位置しております。周辺の農用地は、地域の機械利用組合が耕作を行っておりますが、道路の幅員が狭いことや大型農業機械や農業用トラックの運行に支障を来していることから農道を拡幅するものでございます。施設の概要は、農道の拡幅及び駐車場の設置であります。申請者の自治体は地縁団体であり、土

地所有者の同意を得て所有権移転を行うものでございます。

続きまして、6件目についてご説明をいたします。同じく農用地区域に農業施設を整備するもので、軽微変更でございます。最後の14ページでございます。申請土地は、鹿熊字欠ノ下179—1のうち199㎡で、地目は田、中浦ヒメサユリ森林公園南側約800m付近で、県道鹿熊中浦線交差点隣接地でございます。申請人の長男が農業経営者で耕作を行っておりますが、既存の農作業所の老朽化が著しいことから、建てかえを行うものです。位置選定に当たり、周辺で適地を検討したものの、作業効率等を考慮し、当該地を選定されたものです。施設の概要は、農作業所1棟、屋外作業所、資材置き場であります。

以上、合計11件であります。ご審議の上、ご意見決定賜りますようお願いをいたします。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第7号『農地振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区で合計件数3件、面積で5,263.56㎡、栄地区で合計件数2件、面積で1万570㎡、下田地区で6件、面積5,199.27㎡で、現地調査を含む書類審査を行い、全件変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定による意見について』及び議第9号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定による文書の作成について』の2件を関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第8号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定による意見について』ご説明いたします。

お手元に配付させていただきました議第8号参考資料をごらんいただきたいと思います。先般1月23日に委員の皆様から選挙人名簿の審査をしていただきましたが、この審査結果に基づき投票区、行政区ごとの登録者数を集計したものであります。

最後のページを見ていただきたいと思います。6ページになりますが、三条市全体では4,236世帯、男性5,577人、女性4,085人、計9,662人であります。

なお、昨年1月31日の数字と比較いたしますと、三条地区ではマイナス217人、4,261人でございます。また、栄地区では同じくマイナスで147人、2,510人です。下田地区では同じくマイナス198人、計2,891人。市全体ではマイナスの562人、9,662人です。登録者数は以上でございます。ご決定をいただきますと、総会終了後、選挙管理委員会に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議第9号『農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定による文書の作成について』ご説明いたします。

議第9号、参考資料をごらん願います。皆さんご承知のとおり、選挙人名簿に申請がなかった場合に代申制度がございますが、参考資料のとおり投票区ごとの代申件数でございます。三条地区では12投票区の計で567件、栄地区では9投票区の計で356件、下田地区では13投票区の計で695件、市全体では34投票区の計で1,618件であります。

以上であります。関連ございましたので、議第8号及び議第9号につきまして一括してご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、議第8号及び議第9号につきましては、ただいま事務局が説明申し上げたとおりにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第10号『平成27年度農作業賃金及び機械作業料金について』を議題といたします。

この案件につきましては、今までも総会に上程させていただいて農政対策部会に付託をお願い申し上げ、議論していただいた経緯があります。今回も農政対策部会に付託したらいかがかとご提案申し上げます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、11月の総会で農地の賃貸料について農政対策部会に諮問し、協議を諮っていたが結論は出なかったことを12月の総会で報告されたとおりですが、この際、このときに農政対策部会に出して賃貸料を設定させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議第10号につきましては、農政対策部会に付託をいたすことにいたします。

議長(野崎会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長(野崎会長)

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局(堀事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長(野崎会長)

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長(4番村井善一郎委員)

来月は、第3調査部会の当番でございます。2月23日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

議長(野崎会長)

続きまして、農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

野水委員。

農政対策部会長(22番野水敏秋委員)

22番、野水です。議第10号『平成27年度農作業賃金・機械作業料金について』

の審議の結果、農政対策議会に付託を受けましたので、２月１９日午後１時３０分から厚生会館第２集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は２７日を予定しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午後４時０５分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（ 1 番）

議事録署名委員（ 1 9 番）
